

第11回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和3年6月30日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 7名

1番 嵯 峨 弘 巳

3番 橋 場 和 幸

5番 百 々 栄 二

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

12番 白 川 英 之

4 欠席委員 5名

2番 押 切 秀 志

4番 篠 原 弘

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

11番 阿 部 栄 子

5 出席職員 3名

事務局長 渡 部 直 人

農政係長 内 村 和 樹

農地係 長 島 宇 哉

6 議 事

- | | | |
|--------|---------|--|
| 日程第 1 | | 総会成立報告 |
| 日程第 2 | | 開会 |
| 日程第 3 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 4 | | 会期の決定 |
| 日程第 5 | | 会務報告 |
| 日程第 6 | 報告第 1 号 | 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について |
| 日程第 7 | 報告第 2 号 | 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について |
| 日程第 8 | 議案第 1 号 | 土地の現況証明願について |
| 日程第 9 | 議案第 2 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 10 | 議案第 3 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について |
| 日程第 11 | 議案第 4 号 | 農地法第 6 条の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 12 | 議案第 5 号 | 農用地利用集積計画作成要請について |
| 日程第 13 | | 次回総会日程（予定）について |

事務局 長

第11回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。

本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ7名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。

それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。

今月も今日が最終日になりましたけれども、酪農家にとっては最も大切な粗飼料生産の時期を迎え、一部の方は一番草の収穫がほぼ終了したという話も伺っております。

また、40数年の経験の中でもあまり記憶にない天候条件のように思います。

天候は良いのですが、コロナウイルス感染症は中々先が見えない状況が続いております。今月の総会も感染対策をしっかりと行いながら、人数を絞っての開会となりますが、慎重審議をお願いいたします。

本日は報告2件、議案5件を提案させていただいております。それでは順次開会していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、3番橋場委員、5番百々委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。

本総会の会期は、本日1日としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

(会務報告あるも省略)

議 長

事務局より報告が終わりました。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員

(なしの声)

議 長

ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第5条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、許可権者である知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、令和3年3月30日開催の第8回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、

整理番号1の貸主は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇氏、借主は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇で、農業用施設（〇〇牛舎、〇〇〇）の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和3年〇月〇日付け釧農務第〇〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和3年〇月〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

（質疑なしの声）

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

（異議なしの声）

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号 農業経営基盤強化促進事業（利用権設定等促進事業）による農用地利用関係調整報告について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第1項では、「農業委員会は、認定農業者若しくは認定就農者から、農用地について利用権の設定等を受けたい旨の申出又は農用

地の所有者から、利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨等の申出があった場合には、それらの申出の内容を勘案して認定農業者又は認定就農者に対して利用権の設定等が行われるよう、農用地の利用関係の調整に努めるものとする。」とされております。

本案につきましては、利用権設定等促進事業によるあっせんの申出に伴う1件の調整報告であります。

整理番号1は、札幌市北区新琴似〇条〇丁目〇番〇〇号〇〇〇〇〇〇〇〇-〇〇〇号、〇〇〇〇氏より令和3年〇月〇〇日付で賃貸借権設定によるあっせんの申出があったものでございますが、〇月〇日開催の農地利用協議の結果、〇〇〇氏、〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇氏、〇〇〇〇氏が借り受けることで調整が整いました。

現地調査につきましては、〇月〇〇日に農地部会5名の委員により実施し、土地の評価を行い、本町が定める標準価格に基づき算定した結果、賃借料は、〇〇〇氏については、〇〇万〇千円、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇については、〇〇万〇千円、〇〇〇氏については、〇万〇千円、〇〇〇〇〇氏については、〇〇万〇千円となりましたが、価格の算定方法、算定額の説明を行い、関係者からの了承を得ることができました。

土地の詳細につきましては、議案書4ページ、5ページ及び議案関係資料1ページに記載しておりますので、御確認いただきたいと思っております。

以上、調整委員の報告に基づき御報告申し上げるものでございますので、よろしく御承認くださるようお願いいたします。

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第9の4の(4)の規定では、「農業委員会は、

土地の現況証明願を受理したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、1件の現況証明願でございますが、

浜農委3-6号の願出人は、西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏、願出地は西円朱別西〇〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇、〇〇〇㎡で、登記地目変更後の売却を目的とした現況地目の確認でございます。

現地調査につきましては、嵯峨委員、橋場委員、妹尾委員により〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては、長島主事の方から説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長島主事 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

調査委員 (なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
浜農委3-6号について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、浜農委3-6号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、浜農委3-6号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

納得して今回売買することになりました。許可することには問題ありません。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号2についても3番橋場委員お願いします。

橋 場 委 員

〇〇〇さんが今まで貸していた土地を今回売ることですが、〇〇さんは後継者も帰ってきておりますので、何ら問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号3についても3番橋場委員お願いします。

橋 場 委 員

〇〇さんの方は何ら問題ありません。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号4についても3番橋場委員お願いします。

橋 場 委 員

〇〇〇〇さんが借りていた土地ですが、そのまま〇〇〇〇〇の方で買い入れるということで、別に問題はないと思います。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号5についても3番橋場委員お願いします。

橋 場 委 員

事務局が言ったとおり、来年〇〇〇〇〇施設をやるにあたり申請したということです。別に問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号6について、5番百々委員お願いします。

百 々 委 員

今回の案件の土地は、〇〇〇〇さんの施設用地と隣接しており、今後より一層作業効率が良くなると思われますので、許可することに何ら問題ないと考えます。

議 長

ありがとうございました。
次に、整理番号7について、3番橋場委員お願いします。

橋 場 委 員

事務局も言ったとおり、4月をもって〇〇〇〇さんが営農を停止しました。今回〇〇〇〇〇が〇〇の土地を借りれなかったため、〇〇〇〇さんの土地を借りるということですが、この周りは人がだいぶ減りまして、借りる人が少ないということもあります。そこで、ちょうど足りなかった〇〇〇〇〇が借りるということで、問題ないと思います。

議 長

ありがとうございました。
それでは、これから議案第2号の質疑を行います。本案については、整理番号6で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与

の制限に該当いたしますので、先に整理番号1～5と7の審議を行いたいと思
います。まず、整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号1～5と7を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。
次に整理番号6の質疑を行います。○番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号6について質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員	(異議なしの声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。</p> <p>(〇〇委員入室)</p> <p>日程第10 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。</p>
事 務 局 長	<p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。</p> <p>農地法第4条第1項では、「農地を農地以外のものにする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。」とする農地転用の制限が規定されております。</p> <p>また、同条第2項及び第3項の規定では、「農地転用の許可を受けようとする者は、農林水産省令で定める事項を記載した申請書を、農業委員会を經由して、都道府県知事に提出しなければならない。農業委員会は、申請書の提出があったときは、当該申請書に意見を付して都道府県知事に送付しなければならない。」とされております。</p> <p>本案は1件の許可申請でございますが、</p> <p>整理番号1の申請者は、浜中桜西〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇で、経営規模拡大により新たに〇〇〇〇〇〇〇を建設するもので、現有施設との効率利用を考慮し、関係農地〇筆、面積〇、〇〇〇m²を永久転用しようとするものでございます。</p> <p>現地調査につきましては、押切委員、百々委員、谷口委員により、〇月〇〇日に実施しております。</p> <p>なお、本案については北海道知事の許可事案となることから、別記第2号様式で定める意見書を付して知事に送付しようとするものでございます。</p> <p>以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。</p>
長 島 主 事	(説明あるも省略)
議 長	<p>事務局より提案理由の説明が終わりました。</p> <p>質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。</p> <p>調査委員の方々、何かありませんか。</p>
調 査 委 員	(なしの声)

議長 特にないようなので、これから、議案第3号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、議案第3号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局長 議案第4号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の定期報告について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第6条第1項では、「農地所有適格法人であって、農地若しくは採草放牧地を所有し、又はその法人以外の者が所有する農地若しくは採草放牧地を耕作又は養畜の事業に供しているものは、農林水産省令で定めるところにより、毎年、事業の状況その他農林水産省令で定める事項を農業委員会に報告しなければならない。」とされており、農業委員会はその報告に基づき、農地法第2条第3項で定められている農地所有適格法人としての要件を確認することとされております。

確認すべき要件としましては、

1点目の「法人形態要件」として、株式会社、有限会社、持分会社または農事組合法人のいずれかに該当しているか、

2点目の「事業要件」として、法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であるか、

3点目の「構成員・議決権要件」として、農業常時従事者、農地提供者、地方公共団体、農協等の構成員の議決権が、総議決権の2分の1を超えているか、

4点目の「役員要件」として、役員の過半が年間150日以上農業に常時従事する構成員で、役員又は重要な使用人のうち、1人以上が60日以上農作業に従事しているか、となっております。

本案は3件の報告でございますが、整理番号1は、浜中東〇線〇〇番地〇、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号2は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、整理番号3は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇でございますが、いずれも別記様式「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおり、「法人形態要件」、「事業要件」、「構成員・議決権要件」、「役員要件」の全ての要件を満たしているものと思われますので、ご確認いただきたいと思っております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、概略につきましては農政係長の方から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

農政係長 (説明あるも省略)

議長 事務局より提案理由の説明が終わりました。

それでは、これから、議案第4号の質疑を行います。本案については、整理番号2と3で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号1の審議を行いたいと思います。それでは、整理番号1について、質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2と3の質疑を行います。本案については、〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、これから、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員 (質疑なしの声)

議長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各委員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第12 議案第5号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。
提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第5号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進法第15条第4項では、「農業委員会は、農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、農用地利用集積計画を定めるべきことを、町長に対し要請するものとする。」としております。

本案は所有権移転2件、賃貸借4件、合計6件の農用地利用集積計画書の作成要請でございますが、

整理番号1の所有権を移転する者は、熊牛基線〇〇〇番地、〇〇〇氏、

対象地は熊牛基線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に所有権の移転、

次に整理番号2の所有権を移転する者は、茶内栄〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇、対象地は浜中基線〇〇〇番〇ほか〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡で、この土地を浜中西〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に所有権の移転をしようとするものでございます。

次に整理番号3～6は、〇〇〇〇氏からの賃貸借でございますが、

整理番号3の対象地は姉別南〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇㎡、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号4の対象地は、姉別南〇線〇〇番ほか〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

整理番号5の対象地は、姉別南〇線〇〇番、〇筆、面積〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

整理番号6の対象地は、姉別南〇線〇〇番、〇筆、面積〇〇万〇、〇〇〇㎡、この土地を姉別南〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定をしようとするものでございます。

以上、それぞれ関係者の同意により、新たな権利を設定し、農用地利用集積計画を定めるべく、町長に要請しようとするものでありますが、概略につきましては長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

なお、本案については、議案関係資料の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号から第4号のそれぞれの要件を満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、議案第5号の質疑を行います。本案については、整理番号1と2で〇番〇〇委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、先に整理番号3～6の審議を行いたいと思います。
まず、整理番号3について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、整理番号3～6を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号4は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号5は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号6は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号1と2の質疑を行います。本案については、○番○○委員が、浜中町農業委員会会議規則第10条の規定により、議事参与の制限に該当いたしますので、ここで退席願います。

(○○委員退席)

それでは、これから、整理番号1の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第13 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長

次回総会日程につきましては、7月30日、金曜日、午前10時からを提案いたします。

議 長

事務局より提案がありましたが、次回総会日程については、7月30日、金曜日、午前10時からということでよろしいでしょうか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議がないようなので、次回総会日程については、7月30日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第11回浜中町農業委員会総会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時55分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

3番 橋場和幸

浜中町農業委員会

5番 百々栄二

農地法第3条調査書

調査日：令和3年6月23日

第11回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号1 (所有権移転)

譲渡人	○○○○○○○○	譲受人	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に常時従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年6月23日

第11回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号2 (所有権移転)

譲渡人	〇〇 〇	譲受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	橋場委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年6月23日

第11回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号3 (所有権移転)

譲渡人	〇〇 〇	譲受人	〇〇 〇〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	橋場委員				
	判断理由			該当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受人は個人であり該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年6月23日

第11回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号4 (所有権移転)

譲渡人	〇〇 〇	譲受人	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に常時従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年6月23日

第11回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号5 (所有権移転)

譲渡人	○○○ ○	譲受人	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に常時従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農地法第3条調査書

調査日：令和3年6月24日

第11回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号6 (所有権移転)

譲渡人	〇〇 〇〇	譲受人	○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○〇 〇 〇〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	百々委員				
		判断理由			該当
第2項第1号 (全部効率利用)		譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)		農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない
第2項第3号 (信託)		信託ではないので該当はしない。			しない
第2項第4号 (農作業常時従事)		譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に常時従事すると見込まれる。			しない
第2項第5号 (下限面積)		下限面積(2ha)を超えている。			しない
第2項第6号 (転貸禁止)		耕作地として利用するため該当はしない。			しない
第2項第7号 (地域調和)		本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない

農地法第3条調査書

調査日：令和3年6月23日

第11回浜中町農業委員会総会
議案第2号 整理番号7 (賃貸借)

貸主	〇〇 〇〇	借主	〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇	作成者	農地係長 渡部直人
調査員	橋場委員				
	判 断 理 由			該 当	
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受人は耕作の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用できるものと見込まれる。			しない	
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	農地所有適格法人以外の法人ではないので該当はしない。			しない	
第2項第3号 (信託)	信託ではないので該当はしない。			しない	
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に常時従事すると見込まれる。			しない	
第2項第5号 (下限面積)	下限面積(2ha)を超えている。			しない	
第2項第6号 (転貸禁止)	耕作地として利用するため該当はしない。			しない	
第2項第7号 (地域調和)	本件の権利取得により周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼさないものと考えられる。 なお、現地調査については、農業委員1名と事務局職員1名が現地状況等を確認した。			しない	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会
議案第5号 整理番号1 (所有権移転)

移転を受 ける者	○○○○○○○○○ ○○○○ ○○○○	移転をす る者	○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に 適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕 作又は養畜の事業に供すべき農用地の すべてについて、効率的に利用して耕作 又は養畜の事業を行うことと認められ る。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に 常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号 に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合 は、地域の他の農業者との適切な役割分 担の下に継続的・安定的に農業経営を行 うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人であ る場合は、その法人の業務を執行する役 員のうち1人以上の者がその法人の行 う耕作又は養畜の事業に常時従事す ると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受 人と譲渡人の全ての同意が得られてい る。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超 える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の 設定・移転をする場合であって、当該土 地の共有持分(所有権)のうち所有者で ある貸人の共有持分の同意が2分の1 を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会
議案第5号 整理番号2 (所有権移転)

移転を受ける者	○ ○ ○ ○	移転をする者	○○○○○○○○○○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		する	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		—	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号3 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号4 (賃借権設定)

設定を受ける者	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○	設定をす る者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判 断 の 理 由		適 合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。		する	
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。		する	
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)		—	
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。		する	
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。		する	
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。		する	
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。		—	

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号5 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—

農業経営基盤強化促進法第18条第3項調査書

第11回浜中町農業委員会総会

議案第5号 整理番号6 (賃借権設定)

設定を受ける者	○ ○ ○ ○	設定をする者	○ ○ ○ ○	作成者	農地係長 渡部直人
法第18条の条項		判断の理由		適合	
第3項第1号 (基本構想適合)		農用地利用集積計画内容が基本構想に適合するものと認められる。			する
第3項第2号イ (全部効率利用)		権利が設定・移転される農用地を含む耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことと認められる。			する
第3項第2号ロ (農作業常時従事)		耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる。 (農地所有適格法人及び第2項第6号に規定する者は除く)			する
第3項第3号イ (継続的安定的農業経営)		第2項第6号に規定する者である場合は、地域の他の農業者との適切な役割分担の下に継続的・安定的に農業経営を行うと見込まれる。			する
第3項第3号ロ (法人の場合の常時従事)		第2項第6号に規定する者が法人である場合は、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる。			—
第3項第4号 (関係権利者の同意)		利用権の設定等を受ける土地毎に、譲受人と譲渡人の全ての同意が得られている。			する
第3項第4号 (共有持分の1/2を超える同意)		5年以内の期間を対象とする利用権の設定・移転をする場合であって、当該土地の共有持分(所有権)のうち所有者である貸人の共有持分の同意が2分の1を超えて得られる。			—